

第 2 3 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	報 告	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	5	2	2	7	1 7

(2) 議案の名称

<報告>

報告第 2号	専決処分について（令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第4号））	… 5
--------	---------------------------------	-----

<決算認定>

認定第 1号	令和5年度尼崎市歳入歳出決算について	… 7
認定第 2号	令和5年度尼崎市水道事業会計決算について	… 9
認定第 3号	令和5年度尼崎市工業用水道事業会計決算について	… 9
認定第 4号	令和5年度尼崎市下水道事業会計決算について	… 9
認定第 5号	令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について	… 9

<予算>

議案第73号	令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第5号）	… 11
議案第74号	令和6年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）	… 17

<条例>

議案第75号	尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について	… 19
議案第76号	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について	… 23

<その他>

議案第77号	工事請負契約について（社協会館解体工事）	… 33
議案第78号	指定管理者の指定について（福喜園）	… 35

議案第79号	令和5年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 37
議案第80号	令和5年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 39
議案第81号	令和5年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 41
議案第82号	令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 43
議案第83号	工事請負契約について（北消防署園田分署新築工事）	… 45

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2件	120,155円
その他の事故	2件	81,400円
- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	5件	
----	----	--

(2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

(3) 外郭団体の経営状況

(4) 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第23回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和6年9月定例会>

種 別	報 告	番 号	報告第2号	所 管	調整担当																
件 名	専決処分について（令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第4号））																				
内 容																					
1	<p>専決理由</p> <p>新たに令和6年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴い予算を増額するにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを。</p>																				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和6年8月13日</p>																				
3	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">233,558,665</td> <td style="text-align: center;">392,452</td> <td style="text-align: center;">233,951,117</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	233,558,665	392,452	233,951,117										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
233,558,665	392,452	233,951,117																			
4	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">392,452</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">392,452</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">392,452</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">392,452</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	392,452	民生費	392,452	合 計	392,452	合 計	392,452
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
国庫支出金	392,452	民生費	392,452																		
合 計	392,452	合 計	392,452																		
5	<p>事業概要</p> <p>○ 民生費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者支援給付関係事業費 392,452千円 新たに令和6年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」に係る予算を増額する。 																				

<令和6年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課
件 名	令和5年度尼崎市歳入歳出決算について				
内 容					
概要 (単位：千円)					
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	227,235,805	224,187,760	3,048,045	740,416	2,307,629
特 別 会 計	102,829,424	101,911,496	917,928	-	917,928
国民健康保険事業費	46,381,322	46,347,234	34,088	-	34,088
地方卸売市場事業費	426,453	316,539	109,914	-	109,914
育英事業費	17,010	17,010	-	-	-
公共用地 先行取得事業費	912	912	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	14,755	13,555	1,200	-	1,200
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	34,247	22,367	11,880	-	11,880
介護保険事業費	48,830,005	48,278,402	551,603	-	551,603
後期高齢者医療 事業費	7,124,720	6,915,477	209,243	-	209,243
合 計	330,065,229	326,099,256	3,965,973	740,416	3,225,557

<令和6年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件名	令和5年度尼崎市水道事業会計決算について 令和5年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和5年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収益	8,825,952	1,716,958	12,711,558	60,713,491
		費用	7,814,453	1,514,968	11,785,006	57,470,741
		差引 ①	1,011,499	201,990	926,552	3,242,750
	特 別 損 益	利益	1,985	204,522	148,795	-
		損失	2,981	-	1,740	-
		差引 ②	△ 996	204,522	147,055	-
	純利益 ①+②		1,010,503	406,512	1,073,607	3,242,750
資 本 的 収 支	収 入	1,527,251	138,565	3,300,409	-	
	支 出	4,076,899	737,916	6,809,442	654,599	
	差 引 ③	△ 2,549,648	△ 599,351	△ 3,509,033	△ 654,599	
補てん財源 ④		2,670,641	806,732	4,938,997	510,339	
資 金 収 支	年 間 ③+④	120,993	207,381	1,429,964	144,260	
	累 計	8,374,654	8,301,197	18,348,803	11,108,122	

<令和6年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第73号	所 管	各事業所管課
件 名	令和6年度尼崎市一般会計補正予算 (第5号)				
内 容					
1	補正予算の内容 駅周辺の路上喫煙禁止区域において過料徴収を行うにあたり、周知啓発のための看板の設置等を行うほか、市内中小企業者における省力化や生産性向上に資する設備導入等に係る費用の一部を補助することなどに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	233,951,117	4,292,426	238,243,543		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	△12,713	総務費	4,180,211	
	繰入金	350,000	衛生費	43,873	
	繰越金	1,412,389	商工費	68,342	
	諸収入	2,542,750			
	合 計	4,292,426	合 計	4,292,426	
4	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事業名	金額	
	総務費	総務管理費	生涯学習プラザ等整備事業	11,246	
	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	29,400	
	土木費	都市計画費	有料公園施設整備事業	60,000	
	消防費	消防費	消防庁舎等整備事業	16,500	
	教育費	保健体育費	園田体育館予防保全事業	10,506	

5 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電子計算関係事業	令和 7 年度	17,279

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
税務総合システム 関係事業	令和 7 年度	840,021	令和 7 年度	849,657
戸籍住民基本台帳 事務等関係事業	令和 10 年度	81,869	令和 10 年度	105,626
消防庁舎等整備事業	令和 7 年度	331,113	令和 8 年度	1,671,833

補正予算の内容

(1) たばこ対策推進事業費	25,873 千円
路上喫煙による望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止策を強化することを目的に、駅周辺の路上喫煙禁止区域において過料徴収を行うにあたり、周知啓発のための看板の設置等を行う。	
(2) 省力化・生産性向上設備導入支援事業費	62,000 千円
市内中小企業者における省力化や生産性向上に資する設備導入等に係る費用の一部を補助する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者：①製造業、②製造業以外の業種 ・ 補助率：①3分の2（上限額：2,000千円）、②3分の2（上限額：1,000千円） ・ 補助対象期間：①②令和6年10月上旬から令和7年2月末まで（予定） 	
(3) 運送事業者人材確保支援事業費	6,342 千円
物流の「2024年問題」等によるドライバー不足に直面する市内中小トラック運送事業者の人材確保を支援するため、大型自動車等の免許取得に係る費用の一部を補助する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者：市内中小トラック運送事業者 ・ 補助率：3分の2以内 ・ 補助対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月上旬まで（予定） 	
(4) 生涯学習プラザ等整備事業費	62,050 千円
旧小田地区会館解体工事に係る地下工作物撤去費用について、本市の専有割合分を負担する。	
(5) 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費	△103,589 千円
令和7年5月施行予定の戸籍への振り仮名記載に向けた準備を優先的に行うことから、住民基本台帳システムの標準化移行時期を令和7年1月から令和7年9月へと変更することに伴い、予算の整理を行う。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳システムの標準化移行時期の変更に伴う3か月分の標準化対応に係る予算の減 	△120,066 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行システム等の使用期間3か月分延長に伴う増 	16,477 千円
債務負担行為：23,757 千円	
(6) 小児慢性特定疾病対策事業費	18,000 千円
小児慢性特定疾病医療費受給資格をマイナンバーカードで確認するためのシステム改修を行う市内の医療機関及び薬局に対して、改修に係る費用を補助する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：10分の10（上限額：病院1,000千円 診療所・薬局300千円） 	
(7) 各種基金積立金	3,871,750 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設整備保全基金積立金 	2,542,750 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金積立金 	1,329,000 千円
令和5年度決算剰余金の2分の1以上の額の積立を行う。	

(8) 税外収入還付金	350,000 千円
過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	

費目別事業概要

総務費	4,180,211 千円
財政調整基金積立金 令和5年度決算剰余金の2分の1以上の額の積立を行う。	1,329,000 千円
公共施設整備保全基金積立金 モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の積立を行う。	2,542,750 千円
生涯学習プラザ等整備事業費 旧小田地区会館解体工事に係る地下工作物撤去費用について、本市の専有割合分を負担する。	62,050 千円
税外収入還付金 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	350,000 千円
戸籍住民基本台帳事務等関係事業費 戸籍への振り仮名記載に向けた準備を優先的に行うことから、住民基本台帳システムの標準化移行時期を変更することに伴い、予算の整理を行う。	△103,589 千円
衛生費	43,873 千円
たばこ対策推進事業費 駅周辺の路上喫煙禁止区域において過料徴収を行うにあたり、周知啓発のための看板の設置等を行う。	25,873 千円
小児慢性特定疾病対策事業費 小児慢性特定疾病医療費受給資格をマイナンバーカードで確認するためのシステム改修を行う市内の医療機関及び薬局に対して、改修に係る費用を補助する。	18,000 千円

商工費**68,342 千円****省力化・生産性向上設備導入支援事業費**

62,000 千円

市内中小企業者における省力化や生産性向上に資する設備導入等に係る費用の一部を補助する。

運送事業者人材確保支援事業費

6,342 千円

市内中小トラック運送事業者の人材確保を支援するため、大型自動車等の免許取得に係る費用の一部を補助する。

<令和6年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第74号	所 管	国保年金課
件 名	令和6年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1 債務負担行為 変更 (単位:千円)					
事 項	補 正 前		補 正 後		
	期 間	限度額	期 間	限度額	
国民健康保険システム 関係事業	令和12年度	99,795	令和12年度	300,580	

<令和6年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第75号	所 管	マナー向上推進担当
件 名	尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）内において、望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止策を強化するため、禁止区域内で条例に違反して喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行うための所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 過料徴収規定の新設 禁止区域における路上喫煙禁止の規定に違反した者に対し、1,000円の過料を徴収する規定を設ける。</p> <p>(2) 禁止区域の指定に係る民有地の取扱い 市長が指定する民有地を禁止区域として指定する場合、当該区域を管理する権原を有する者の同意を得なければならない規定を設ける。</p> <p>(3) 路上喫煙の対象となる場所の整理 路上喫煙の対象となる場所として規定している「道路等」の定義に、本来特定の者のみが立ち入ることができる私道等や、屋内に準ずる環境にある場所(地下道等)のうち、市長が指定する場所を含める。</p> <p>3 施行期日 令和7年1月1日 ただし、上記2(1)の改正は令和7年4月1日</p>					

尼崎市たばこ対策推進条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(5) 道路等 道路、公園、広場、河川、海岸 その他不特定又は多数の者が立ち入ることが できる場所（次のいずれかに該当する場 所を除く。<u>以下この号において「公共の場 所」という。</u>）及び公共の場所に準ずる環境 <u>にある場所として市長が指定する場所</u>をい う。</p> <p>ア 屋内又はこれに準ずる環境にある場所 <u>（これらの場所のうち市長が指定する場 所を除く。）</u></p> <p>イ 権限を有する者が喫煙をする者（以下 「喫煙者」という。）のために設置し、又 はその設置を許可した灰皿その他これに 類する設備の付近に係る場所として市長 が指定する場所</p> <p>（路上喫煙禁止区域の<u>指定等</u>）</p> <p>第11条</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区 域を指定する場合において、その指定に係る 区域内に市以外の者がその権原に基づき管理 する区域があるときは、あらかじめ、その権 原を有する者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止 区域を指定するときは、その旨、その指定に 係る区域その他市長が必要と認める事項を告 示するものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、必要があると認めるときは、路上 喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除す ることができる。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(5) 道路等 道路、公園、広場、河川、海岸 その他不特定又は多数の者が立ち入ること ができる場所（次のいずれかに該当する場 所を除く。）をいう。</p> <p>ア 屋内又はこれに準ずる環境にある場所</p> <p>イ 権限を有する者が喫煙をする者（以下 「喫煙者」という。）のために設置し、又 はその設置を許可した灰皿その他これに 類する設備の付近に係る場所として市長 が別に定める場所</p> <p>（路上喫煙禁止区域の<u>指定</u>）</p> <p>第11条</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区 域を指定するときは、その旨、その区域その 他市長が必要と認める事項を告示するもの とする。</u></p> <p><u>3 市長は、必要があると認めるときは、路上 喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除 することができる。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、前項の規定による路上喫 煙禁止区域の変更し又はその指定の解除につ いて準用する。この場合において、第2項中 「前項」とあるのは「次項」と、「その区域」 とあるのは、「変更前及び変更後の区域又は指</u></p>

<p>5 <u>第2項及び第3項の規定は、前項の規定により市長が路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除する場合について準用する。この場合において、第2項中「その指定」とあるのは「その解除」と、「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第3項中「その指定」とあるのは「その解除」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(違反者に対する指導等)</p> <p>第14条 市長は、<u>前条</u>の規定に違反している者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第18条 第12条の規定に違反して路上喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。</p>	<p><u>定が解除された区域」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(違反者に対する指導等)</p> <p>第14条 市長は、<u>前2条</u>の規定に違反している者に対し、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>
--	---

<令和6年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第76号	所 管	公園計画・21世紀の森担当									
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について													
内 容														
<p>1 改正理由</p> <p>小田南公園については、令和3年12月定例会において可決された「負担付きの寄附の受納について」に基づき、阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神電鉄」という。）に40年間の営業権を付与すること等を条件に、阪神電鉄が整備する公園施設及び付属物一式の寄附を市が受納することとしている。</p> <p>令和7年3月に予定している再整備後の小田南公園の供用開始にあたり、阪神グループのノウハウを活かした施設の管理運営を目的として、公園施設管理許可制度及び指定管理者制度を活用した施設管理を行うとともに、指定管理施設に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる利用料金制を導入するほか、公園施設更新後の適正な使用料の設定等を行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公園施設管理許可等を受けた者の行為制限に対する特例 公園内において制限される興業等の行為の許可を受けることを不要とする特例の規定に「公園施設管理許可を受けた者」等を追加する。</p> <p>(2) 使用料の改定等</p> <p>ア 小田南公園の軟式野球場等の使用料を次のとおり改定する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟式野球場（1時間あたり）</td> <td>2,800円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>軟式野球場夜間照明設備（30分あたり）</td> <td>1,300円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小田南公園の駐車場の使用料を増改定するとともに、特定日（プロ野球の興行が行われる日）に係る料金として通常よりも高い使用料を設定する。</p> <p>ウ 使用料の減免対象に阪神電鉄及びその関係者（市長が適当と認めるものに限る。）が小田南公園を使用する場合を追加する。</p> <p>(3) 利用料金制の導入 小田南公園に係る利用料金を指定管理者の収入とするための規定を追加する。</p> <p>(4) 指定管理者の指定を受けべきものの選定の特例 小田南公園の指定管理者の指定を受けべきものについて、非公募で阪神電鉄及び阪神電鉄を構成員とする共同事業体を選定することができる規定を追加する。</p> <p>3 施行期日 規則で定める日。ただし、上記2(4)の改正は公布の日</p>						区分	改正前	改正後	軟式野球場（1時間あたり）	2,800円	3,600円	軟式野球場夜間照明設備（30分あたり）	1,300円	1,700円
区分	改正前	改正後												
軟式野球場（1時間あたり）	2,800円	3,600円												
軟式野球場夜間照明設備（30分あたり）	1,300円	1,700円												

尼崎市都市公園条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第3章 雑則（第16条—<u>第30条</u>）</p> <p>第4条 削除</p> <p><u>（許可の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「公園施設設置許可等」という。）を受けた者は、その公園施設設置許可等に係る事項については、第3条第1項若しくは第3項又は前条ただし書の許可を受けることを要しない。</u></p> <p><u>（有料公園施設の供用日等）</u></p> <p><u>第6条の2 有料公園施設（有料で利用させる公園施設で別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。）の供用日及び供用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に有料公園施設の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p>（有料公園施設の利用の許可等）</p> <p>第7条 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>（駐車場に駐車させることができる車両）</u></p> <p><u>第7条の2 駐車場（記念公園、小田南公園、尼崎城址公園、元浜緑地及び西武庫公園にこれらの公園の付属設備として設けられた駐車場をいう。以下同じ。）に駐車させることができる車両は、記念公園、小田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものにあつては道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車（以下</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 雑則（第16条—<u>第29条</u>）</p> <p><u>（許可の特例）</u></p> <p><u>第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。</u></p> <p>（有料公園施設の利用の許可等）</p> <p>第7条 有料公園施設（<u>公園施設で有料で利用させる別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。</u>）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>

「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)を除く。)(以下「普通自動車等」という。)と、尼崎城址公園に係るものにあつては普通自動車等(大型自動車(普通自動車のうち、長さが5メートルを、幅が2メートルを又は高さが2.5メートルを超えるものをいう。以下同じ。))を除く。)とする。

(駐車許可)

第7条の3 大型自動車を駐車場(小田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものに限る。以下この条において同じ。))に駐車させようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「駐車許可」という。)をしないことができる。

- (1) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。
- (2) 駐車させようとする大型自動車が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。
- (3) 駐車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(使用料)

第10条 公園施設設置許可等を受けた者、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者、第7条第1項の許可を受けた者(附属設備(別表第2(5)ウに掲げる附属設備に限る。))を利用する者を含む。))並びに駐車場(小田南公園に係るものを除く。))に係る駐車場許可利用者(駐車許可を受けた者をいう。以下同じ。))及び駐車場一般利用者(駐車場を利用する者(駐車場許可利用者を除く。))をいう。以下同じ。))は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 駐車場(小田南公園に係るものに限る。))に

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第7条第1項の許可を受けた者(附属設備(別表第2(5)ウ及びエに掲げる附属設備に限る。第26条第1号において同じ。))を利用する者を含む。))は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、別表第2(5)オに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収の時期)

第11条 使用料(駐車場に係るもの)は、駐車場許可利用者が納付すべきものに限る。は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為若しくは有料公園施設の利用(以下「公園の使用」という。)又は許可対象駐車場(その利用について第7条の3第1項の規定により駐車許可を受けなければならないこととされる駐車場をいう。以下同じ。)の利用の許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 駐車場の使用料で駐車場一般利用者が納付すべきものは、駐車場一般利用者が車両を駐車場から出庫させる際に徴収する。

(使用料の算定)

第12条

2 使用の面積、時間又は長さが別表第2(5)エ及びオを除く。)に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算する。

(使用料の減免)

第13条 使用料は、国又は地方公共団体が公益上の目的で公園の使用をするとき、公園施設を市に寄付した者及びその関係者(これらの者のうち市長が適当と認める者に限る。)がその寄付に係る公園施設が設けられた公園に係る公園の使用をするとき、その他規則で定める特別の理由があるときは、これを減免することができる。

(届出)

第16条 次の各号に掲げる者は、当該者の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 公園施設設置許可等を受けた者 公園施

(使用料の徴収の時期)

第11条 使用料(駐車場(記念公園、小田南公園、元浜緑地、西武庫公園及び尼崎城址公園に属する駐車場をいう。以下同じ。))の使用料を除く。は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用(以下「公園の使用」という。)の許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 駐車場の使用料は、駐車場を利用する者が車両を駐車場から出庫させる際に徴収する。

(使用料の算定)

第12条

2 使用の面積、時間又は長さが別表第2(5)エを除く。)に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算する。

(使用料の免除)

第13条 市長は、国又は地方公共団体が公益上の目的で公園の使用をする場合、その他規則で定める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者が、公園

設の設置若しくは公園の占有に関する工事を完了し、公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占有を廃止し、又は法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

- (2) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する措置を命ぜられた者 当該措置に係る工事を完了したとき。
- (3) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する措置を命ぜられた者 当該措置に係る工事を完了したとき。
- (4) 公園を構成する土地物件に係る所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転を行った者 これらの行為を行ったとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 略

- (1) 特定公園においてする行為（第3条第1項各号並びに第5条第5号及び第7号に掲げる行為に限る。）並びに特定公園に係る有料公園施設及び許可対象駐車場の利用の許可及びその取消しその他特定公園の利用（公園施設の設置及び管理並びに公園の占有を除く。次号において同じ。）に関すること。
- (2) 特定公園の利用に係る使用料（小田南公園にあつては、その利用に係る第28条第1項に規定する利用料金）の徴収、減免及び還付に関すること。

（利用料金）

第28条 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、小田南公園においてする行為に係る第3条第1項又は第3項の許可を受けた者、小田南公園に係る有料公園施設の利用に係る第7条第1項の許可を受けた者（付属設備（別表第2(5)ウに掲げる付属設備に限る。）を利用す

施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。

- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。
- (5) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第26条 略

- (1) 特定公園においてする行為（第3条第1項各号並びに第5条第5号及び第7号に掲げる行為に限る。）及び特定公園の利用（有料公園施設の利用（付属設備の利用を含む。）に限る。次号及び第28条第2項において同じ。）の許可、その取消しその他特定公園の利用に関すること。
- (2) 特定公園においてする行為（第3条第1項各号に掲げる行為に限る。）及び特定公園の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

る者を含む。)並びに駐車場(小田南公園に係るものに限る。)に係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、これらに係る料金(以下「利用料金」という。)を当該管理に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2(4)並びに(5)ア、ウ及びオに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

5 第13条及び第13条の2の規定は、利用料金について準用する。

(指定管理者による供用日の変更等)

第29条 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、当該管理に係る指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条の2の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、小田南公園に係る有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に当該有料公園施設の全部又は一部の供用を停止することができる。

第30条 略

付 則

(指定管理者の選定の特例等)

7 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、記念公園の管理について、尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例(平成20年尼崎市条例第50号)の公布の際現に指定管理者として有料公園施設(市民プールを除く。)の管理を行っている者を、引き続き指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

第28条 略

付 則

(指定管理者の選定の特例等)

7 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、特定公園(記念公園に限る。)の管理について、尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例(平成20年尼崎市条例第50号)の公布の際現に指定管理者として有料公園施設(市民プールを除く。)の管理を行っている者を、引き続き指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

8 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、小田南公園の管理について、小田南公園に係る公園施設を市に寄付した者及びその関係者（これらの者をその構成員とする共同事業体（2以上の法人等によって構成される法人等をいう。）を含む。）で同条各号に掲げる基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

9 市長は、前2項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

10 付則第7項の規定により市長が選定した場合においては、第25条中「前条」とあるのは、「付則第7項」として、同条の規定を適用する。

11 付則第8項の規定により市長が選定した場合においては、第25条中「前条」とあるのは、「付則第8項」として、同条の規定を適用する。

別表第2

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用料
 (7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の 使用区 分	使用料		
		専用使用料		個人使 用料
		単位	金額	
小田南 公園	軟式野 球場	1時間	3,600円	
摘要 略				

8 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者をして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

9 付則第7項の規定により選定する場合における第25条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「付則第7項」とする。

別表第2

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用料
 (7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の 使用区 分	使用料		
		専用使用料		個人使 用料
		単位	金額	
小田南 公園	軟式野 球場	1時間	2,800円	
摘要 略				

ウ 付属設備(駐車場を除く。)の使用料

公園名	施設の名称	付属設備の種類等	使用料	
			単位	金額
小田南公園	軟式野球場	夜間照明設備	30分	1,700円

エ 付属設備(駐車場(小田南公園に係るものを除く。))に限る。)の使用料

公園名	駐車時間	金額(1回1台につき)	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
記念公園 元浜緑地 西武庫公園	30分未満	100円	200円
	30分以上	200円	400円
	1時間未満	300円	600円
	1時間以上1時間30分未満	400円	800円
	1時間30分以上2時間未満	500円	1,000円
	2時間以上6時間未満	600円	1,200円
	6時間以上7時間未満	700円	1,400円
	7時間以上8時間未満	800円	1,600円

備考

(削る)

ウ 付属設備(駐車場を除く。)の使用料

公園名	施設の名称	付属設備の種類等	使用料	
			単位	金額
小田南公園	軟式野球場	夜間照明設備	30分	1,300円

エ 付属設備(駐車場に限る。)の使用料

公園名	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
記念公園 小田南公園 元浜緑地 西武庫公園	30分未満	100円	200円
	30分以上	200円	400円
	1時間未満	300円	600円
	1時間以上1時間30分未満	400円	800円
	1時間30分以上2時間未満	500円	1,000円
	2時間以上6時間未満	600円	1,200円
	6時間以上7時間未満	700円	1,400円
	7時間以上8時間未満	800円	1,600円

備考

1 駐車場を利用することができる車両は、
尼崎城址公園以外の公園の駐車場にあっては道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自

1 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻（以下「入庫時刻」という。）からその入庫させた車両を駐車場から出庫させた時刻（以下「出庫時刻」という。）までの時間（2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間）をいう。

（削る）

2 「大型自動車以外の車両」とは、普通自動車等（大型自動車を除く。）をいう。

オ 付属設備（駐車場（小田南公園に係るものに限る。）に限る。）の使用料

区分	金額（1回1台につき）	
	大型自動車以外の車両	大型自動車
通常日	駐車時間15分につき 100円（その合計額が 1,200円を超える場合 にあつては、1,200円）	1日につき 2,400円
特定日	駐車時間10分につき 300円	
摘要 金額の算定方法については、市長が別に定める。		

備考

1 「通常日」とは、備考2に規定する特定

自動車（以下「普通自動車」という。）並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち2輪自動車（側車付2輪自動車を含む。）を除く。）（以下「普通自動車等」という。）と、尼崎城址公園の駐車場にあつては普通自動車等（大型自動車を除く。）とする。

2 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻（以下「入庫時刻」という。）から当該車両を駐車場から出庫させた時刻（以下「出庫時刻」という。）までの時間（2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間）をいう。

3 「大型自動車」とは、普通自動車のうち、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えるものをいう。

<p><u>日以外の日をいう。</u></p> <p>2 「<u>特定日</u>」とは、<u>小田南公園の利用状況等を参酌して市長が指定する日をいう。</u></p> <p>3 「<u>大型自動車以外の車両</u>」とは、<u>普通自動車等（大型自動車を除く。）をいう。</u></p>	
---	--

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第77号	所 管	協働推進課
件 名	工事請負契約について（社協会館解体工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>社協会館は、第1次尼崎市公共施設再編計画に基づき、尼崎市社会福祉協議会の移転後に廃止することとしており、当該移転が令和4年度末に完了したため、社協会館の解体工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>西棟及び東棟解体工事</p> <p>西棟 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て 1棟</p> <p>東棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 3,013平方メートル</p> <p>外構解体工事、電気・機械設備撤去工事及び敷地整地等</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和6年5月29日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>275,000,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市鶴町1番地</p> <p>河本工業株式会社</p> <p>代表取締役 笠原 一郎</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から450日間</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和6年5月29日
件名	社協会館解体工事		
落札者名	河本工業(株)	落札金額	250,000,000円
予定価格	269,400,000円	最低制限価格	247,848,000円
入札者名	第1回入札金額(円)		
河本工業(株)	250,000,000	決定	
(株)サージ・コア	271,000,000	※予定価格超過	
(株)吉川組	273,000,000	※予定価格超過	
(株)菊田工務店	285,600,000	※予定価格超過	
丸協産業(株)	319,500,000	※予定価格超過	
(株)三田工務店	382,000,000	※予定価格超過	
三永建設興業(株)	211,000,000	※最低制限価格抵触	
(株)東組	221,500,000	※最低制限価格抵触	
園建工業(株)	228,900,000	※最低制限価格抵触	
(株)柄谷工務店	辞退		
(株)秩父工務店	辞退		
(株)トータルサプライ	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第78号	所 管	高齢介護課
件 名	指定管理者の指定について（福喜園）				
内 容					
1	施設名及び所在地 福喜園 尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号				
2	指定管理者 尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長 松原 一郎				
3	指定期間 令和6年12月1日から令和7年3月31日まで（4ヶ月）				
4	指定期間 福喜園は武庫地区体育館との統合により廃止し、新たに武庫健康ふれあい体育館として令和6年12月に供用開始予定であったが、資材の納期遅延により、新施設の工期延長が必要となり、供用開始時期を延期することとなったため、現行の指定管理者である社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定するもの。				

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第79号	所 管	財務課
件 名	令和5年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金1,610,502,836円のうち、当年度純利益1,010,502,836円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額600,000,000円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		1,610,502,836			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,610,502,836			
建設改良積立金の積み立て		△1,010,502,836			
資 本 金 へ の 組 入 れ		△600,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第80号	所 管	財務課
件 名	令和5年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 957,601,663 円のうち、当年度純利益 406,512,382 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 551,089,281 円は資本金へ組み入れる。</p>					
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		957,601,663			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△957,601,663			
建設改良積立金の積み立て		△406,512,382			
資本金への組み入れ		△551,089,281			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第81号	所 管	財務課
件 名	令和5年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金2,073,606,859円のうち、当年度純利益1,073,606,859円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額1,000,000,000円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		2,073,606,859			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△2,073,606,859			
建設改良積立金の積み立て		△1,073,606,859			
資本金への組入れ		△1,000,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第82号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分について議決を求めるもの。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金9,118,166,143円のうち、700,000,000円は建設改良積立金に積み立て、2,542,749,725円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額509,129,764円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。</p>					
(単位：円)					
					未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高					9,118,166,143
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額					△3,751,879,489
建設改良積立金の積立て					△700,000,000
一般会計繰出金					△2,542,749,725
資本金への組み入れ					△509,129,764
処 分 後 残 高					(繰越利益剰余金) 5,366,286,654

<令和6年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第83号	所 管	財務担当
件 名	工事請負契約について（北消防署園田分署新築工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>第1次尼崎市公共施設再編計画に基づき、施設の老朽化等に対応するため、北消防署園田分署の建替工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>分署新築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 685.83平方メートル</p> <p>外構工事</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和6年5月17日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>322,300,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号</p> <p>宮崎建設株式会社</p> <p>代表取締役社長 宮崎 健一</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から435日間</p>				

